

米国の関税措置により影響を受ける 事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和7年5月1日時点)

福岡県では米国関税により影響を受ける中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県独自の制度融資「米国関税対策特別融資」による資金繰り支援を実施します。

福岡県制度融資「米国関税対策特別融資」による支援

融資対象	米国関税措置の影響を受け、売上が5%以上減少した、または減少が見込まれる中小企業
融資限度額	3千万円
資金用途	運転資金 ※原則として、既存借入れの借換はできません。
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0.25~1.62%
担保・保証人	(担保) 必要に応じて徴求 (保証人) 原則として法人は代表者のみ 個人は不要
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

ご利用いただける方

県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者で、以下の①又は②に該当することについて、商工会議所又は商工会の認定を受けた方が対象です。

- ①米国関税措置の影響により直近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること
- ②米国関税措置の影響により直近1か月の売上高等とその後2か月の見込売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

※申込にあたっては、米国関税措置による影響の具体的内容について、申請書に記載が必要です。

・手続きの方法

- STEP.1 融資対象要件に該当することについて、商工会議所・商工会で認定を受けてください。
- STEP.2 融資申込書類等を作成し、申込先に提出してください。

【お問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 電話 092-643-3424
制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r7yuushiseidoannai.html>)

